

# インフォメーション

平成 29 年 2 月 1 日  
税理士松丸会計事務所

\* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！ TEL 04-7141-5039

## クレジットカード納付の手続 国税も 29 年 1 月よりスタート

平成 28 年から固定資産税、償却資産税、市県民税、自動車税等がクレジットカード納付できるようになりましたが、国税についても平成 29 年より「クレジットカード納付」ができるようになりました。

### 【概要】

クレジットカード納付とは、インターネット上でのクレジットカード支払の機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者（トヨタファイナンス株式会社）へ、国税の納付の立替払いを委託することにより国税を納付する手続です。「国税クレジットカードお支払サイト」は国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のクレジットカード納付専用の外部サイトです。

### 【対象となる国税】

申告所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税、贈与税、酒税などほぼ全ての税目で利用可能です（一部対象外の税目があります）。

### 【メリット】

- ① インターネットを利用するために現金を持ち歩かなくていい
- ② 自宅に居ながら 24 時間決済が可能
- ③ 税金を納付に行く時間や交通費を削減できる
- ④ 現金を持っていなくても支払うことができ、家計管理面で便利
- ⑤ カードの明細で管理できる
- ⑥ クレジットカードを利用することでポイントを獲得できる

（注）ポイントの率についてはカード会社の規約に基づくので各社異なります。

### 【デメリット】

- ① クレジットカード納付では、納付税額に応じた決済手数料がかかる  
（納付税額が最初の 1 万円までは 82 円（税込）以後 1 万円を超えるごとに 82 円（税込）を加算した金額）
- ② 領収証書は発行されない
- ③ クレジットカード利用による情報漏えいのリスク
- ④ 納税証明書の発行が可能になるまで、納付から 3 週間程度かかる

ポイントが 1% 以上付与される場合には得をしますが、その他のメリット・デメリットを十分に検討した上でクレジットカード納付を活用すべきでしょう。